（車両後退通報装置）

第145条の6　車両後退通報装置の通報音発生装置の音色、音量等に関し、保安基準第43条の10第2項の告示で定める基準は、協定規則第165号の規則6.6.に定める基準とする。

２　車両後退通報装置の機能、性能等に関し、保安基準第43条の10第3項の告示で定める基準は、次の各号に掲げる基準とする。

一　車両後退通報装置の音の大きさは、自動車の後方1mの位置において77dB以上112dB以下であること。この場合において、車両後退通報装置の機能を損なうおそれのある損傷等のあるものは、この基準に適合しないものとする。

二　車両後退通報装置は、自動車が後退することを歩行者等に注意喚起するものであり、かつ、サイレン又は鐘でないこと。

三　車両後退通報装置は、当該装置の作動を停止させることができる機能を有さないものであること。ただし、保安基準第44条の2に適合する後退時車両直後確認装置を備えた自動車に備える車両後退通報装置にあっては、次のイからハまでのいずれにも適合する場合に限り、当該装置の作動を停止させることができる機能を有してもよい。

イ　運転者が運転者席において操作できるような位置にあるもの

ロ　運転者が運転者席において車両後退通報装置が作動しない状態を確認できるもの

ハ　原動機の再始動時にその都度、自動で解除されるもの

四　車両後退通報装置は、自動車の最後部の車軸中心から自動車の最後端の間に取り付けられていること。

五　原動機の操作装置が始動の位置にあり、かつ、変速装置を後退位置にした場合に連動して、作動を開始するものであること。

３　音の大きさが前項第1号に規定する範囲内にないおそれがあるときは、音量計を用いて別添128「車両後退通報装置の通報音の測定方法」により測定するものとする。

４　次に掲げる車両後退通報装置であってその機能を損なうおそれのある改造、損傷等のないものは、第1項及び第2項の基準に適合するものとする。

一　指定自動車等に備えられている車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置

二　法第75条の2第1項の規定に基づき指定を受けた特定共通構造部に備えられた車両後退通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられている車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置

三　法第75条の3第1項の規定に基づく装置の指定を受けた車両後退通報装置を有する自動車に取り付けられた後退時通報装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた車両後退通報装置又はこれに準ずる性能を有する車両後退通報装置